

令和8年度旭川市農業委員会4回総会議事録

- 1 開催日 令和8年7月24日（金曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時50分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 27名
 - 1番 橋本 幸博 2番 北原 浩美 3番 松原 朗 4番 吉田 豪人
 - 5番 市田 敏行 6番 佐藤 絢也 7番 佐藤 慎二 8番 川上 和幸
 - 9番 小出 範之 10番 中島 張 11番 湯浅 光二 12番 楠 栄
 - 13番 請川 幹恭 14番 石尾 卓也 15番 只石 博幸 16番 柿木 和恵
 - 17番 廣田 健太郎 18番 廣瀬 康行 19番 小竹 一茂 20番 山中 泰典
 - 21番 千代 圭 22番 佐藤 博則 23番 鈴木 剛 24番 高橋 一政
 - 25番 前田 靖雄 26番 山田 孝 27番 滝川 岳雪
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 林事務局長 有馬事務局次長 西村副主幹
藤永副主幹 荒戸主査 正部川主任
川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 5番 市田 敏行 6番 佐藤 絢也
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
 - (3) 議案第3号 現地目証明願について（審議）
 - (4) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (5) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
 - (6) 報告第3号 農地所有適格法人以外の者の報告について
 - (7) 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第5号 現地目証明願について（専決）
 - (9) 報告第6号 農業者老齢年金裁定請求について

10 議事

○議長（山田 孝） ただいまから、令和8年度旭川市農業委員会第4回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は27名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会は成立しております。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
5番市田委員、6番佐藤絢也委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは1ページないし3ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が10件でございます。
地区の内訳は、東鷹栖地区1件、江神地区3件、西神楽地区1件、東旭川地区5件となっております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
番号6番及び7番につきましては、滝川委員に関係がありますので、滝川委員は発言及び表決についてはお控え願います。
それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 議案書2ページの番号6番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
また、番号7番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
いずれも、議案補足資料6ページ及び7ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たし

ております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号6番及び7番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号6番及び7番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 番号1番及び2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号3番、4番及び8番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号5番、9番及び10番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に無償で譲渡し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
いずれも、議案補足資料1ページないし5ページ、8ページないし10ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし5番、8番ないし10番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし5番、8番ないし10番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 日程第2議案第2号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは5ページないし12ページでございます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき促進計画の案を添付して、同法第18条第11項に基づき促進計画を定めるよう、北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、所有権移転が8件、利用権設定が11件でございます。利用権設定につきましては、全て賃貸借権となっております。

地区の内訳及び面積につきましては、所有権移転は、永山地区が7件、東旭川地区が1件、合わせて5.46haとなっております。

また、利用権設定につきましては、東鷹栖地区が2件、永山地区が1件、西神楽地区が2件、東旭川地区が6件、合わせて17.09haでございます。

なお、売り手及び買い手から希望があった場合、農業委員の皆さまによる価格協議により参考価格を提示しておりますが、議案補足資料11ページに、計画ごとの価格協議の有無や決定した売買金額等を掲載しております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

利用権設定の番号11番につきましては、廣田委員に関係がありますので、廣田委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 議案書の12ページ、利用権設定の番号11番は、期間満了再設定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号11番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号11番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

- 議 長（山田 孝） 引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（正部川主任） 議事参与制限の1件を除く18件について御説明いたします。
所有権移転は、即売りタイプのうち、経営規模拡大が2件、経営の安定が4件で、貸付タイプは買入、売渡がそれぞれ1件でございます。
利用権設定は、期間満了再設定が3件、借主変更が4件、解約再設定が2件、稼働力不足による一部貸付が1件でございます。
以上でございます。
- 議 長（山田 孝） それでは、ただいま事務局から説明のありました議事参与制限の1件を除いた18件について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委 員 （意見なし。）
- 議 長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。
-
- 議 長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒戸主査） 日程第3議案第3号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは13ページ及び14ページでございます。
江神地区で2件、西神楽地区で3件の合計5件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。
- 議 長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委 員 （意見なし。）
- 議 長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明する

ことに決定いたします。

○議 長（山田 孝）

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任）

日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは15ページないし19ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に8件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区2件、永山地区と東旭川地区の案件が1件、江神地区、西神楽地区 各2件、東旭川地区1件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員

（意見なし。）

○議 長（山田 孝）

それでは、報告第1号を終わります。

○議 長（山田 孝）

次に、日程第5報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

日程第5報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは21ページ、議案補足資料は12ページないし19ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に8件の法人から報告書の提出がありました。これらの法人につきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第3号「農地所有適格法人以外の者の報告について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第6報告第3号「農地所有適格法人以外の者の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは23ページ、議案補足資料は20ページでございます。

本件は先ほどの農地所有適格法人の報告とは異なり、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人からの報告です。

農地所有適格法人の要件を満たしていない法人であっても、解除条件付きの賃貸借契約など、一定の要件を満たすことで農地を借りて農業を行うことができ、その場合も毎年農地の利用状況等を農業委員会に報告することとされています。

旭川市ではこの報告の対象となる法人は本件の1法人のみです。

この法人につきましては、議案補足資料の「一般法人要件確認書」のとおり、解除条件付き契約要件・地域との役割分担要件・農業常時従事要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 日程第7報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは25ページないし28ページでございます。

ます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、江神地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で8件、合計で10件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決により処理したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第5号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹） 日程第8報告第5号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは29ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が4件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でございました。

これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第12条及び旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第5号に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 日程第9報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは31ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、新制度の老齢年金裁定請求が1

件ありました。

本件につきまして、請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第6号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年度旭川市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

市田 敏弘

署名委員

佐藤 祐也